

令和6年6月24日

保護者各位

和歌山県立みはま支援学校
校 長 岡 潔

警報発令時の扱いの変更について

平素は、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

警報発令時の対応について、4月におしらせをしていたところですが、児童生徒の安全を図るため、下記のとおり変更します。ご理解、ご協力をよろしくお願いします。

記

- 1 午前6時現在、気象庁より、美浜町、御坊市、日高町のいずれかに、暴風・大雨・洪水・津波・大雪のいずれかの警報が発令されている場合、臨時休業とします。児童生徒は安全を確保し自宅学習をお願いします。また、自宅の市町村及び通学経路上の市町村にいずれかの警報が発令されている場合についても、該当児童生徒は、自宅学習をお願いします。
- 2 午前6時現在、注意報が発令されていて、まもなく警報に切り替わると判断される時や、登校に危険を感じる時には、無理をして登校しないようにし、その旨を7時30分以降に学校へ連絡してください。
- 3 午前6時以降児童生徒の登校時・授業中等に警報が発令された場合は、その状況により対応を判断して、学校よりマチコミメールにて家庭に連絡します。学校まで迎えをお願いする場合がありますのでご協力をお願いします。特に、JRを利用する児童生徒が登校中の時間帯に警報が発令された場合は、保護者と相談の上、最寄りの駅から引き返す等の対応をさせていただきます。
- 4 「波浪」あるいは上記以外の警報の場合は、平常どおりの授業となりますが、危険と思われる場合は、無理をして登校をせずに、その旨を7時30分以降に学校へ連絡してください。
- 5 警報が発表されていない場合であっても、「和歌山地方気象台からの気象の見通し」や「JR等の計画運休」等の情報により登校が困難な状況が予測される場合、学校長が臨時休業の判断を行うことがあります。その場合は、マチコミメールにてお知らせします。
- 6 警報の発令については、和歌山地方気象台等において市町村別の気象情報を確認してください。

※警報発令時は、原則マチコミメールでお知らせさせていただきます。前日の夕刻、当日の早朝に連絡する場合がありますので、天候不良の際には特にご留意いただくようお願いします。